

宇都宮市起業家支援施設入居Q A

Q 1 施設見学はできますか？

A 1 受付時間内（平日 午前9時～午後5時）であれば、予約不要でいつでも見学可能です。直接施設にお越しいただき、受付に見学の旨をお伝えください。ただ、施設の入居にあたっての説明等になると、産業政策課職員で対応しておりますので、その場合は事前に産業政策課までご連絡ください。

Q 2 交流スペースとはどのような場所ですか？

A 2 起業家支援施設の共用スペースとなっており、起業や交流のイベントスペースとして利用されるほか、起業に関する情報を収集したい方がどなたでもお使いいただける場所です。

Q 3 施設内で入居者同士の交流の機会はありますか？

A 3 隔月に1回程度、使用者、宇都宮ベンチャーズ運営委員向けの定例事業として「交流サロン」を実施しておりますので、積極的にご参加ください。

Q 4 入居すると経営支援などは受けられますか？

A 4 半年に1回以上、運営委員によるカウンセリングを実施しております。インキュベーションオフィス入居者は受験義務がありますが、シェアオフィス入居者についても希望により受験可能ですので、積極的にこの機会をご活用ください。また、毎週金曜日には中小企業診断士等による起業・創業相談窓口を予約制で設けておりますので、こちらもご活用ください。

Q 5 メンターはいますか？

A 5 宇都宮ベンチャーズ卒業企業のサポーターが2名おります。経営相談や、先輩起業家としての相談を予約制でお受けしておりますので、積極的にご活用ください。

Q 6 金融相談は受けられますか？

A 6 宇都宮市起業家支援施設がある栃木県産業会館内には、栃木県信用保証協会等の金融相談窓口がありますので、こちらも合わせてご活用ください。

宇都宮市起業家支援施設入居Q A

Q 7 誰でも入居できるのですか？

A 7 当施設は、創業間もないベンチャー企業（新しい技術、新しいビジネスモデルを中核とする新規事業により、急速な成長を目指す振興企業）および同事業を目指す起業家の育成支援を目的としていることから、下記のような利用は認めておりません。

ア 営業所、支店

イ 大企業が営業所、支店を設置するにあたり、その準備等で一時利用する事務室としての入居

ウ 創業後5年以上を経過している企業の代表者が、同内容の業務を行う別の法人格を取得しての入居

また、インキュベーションオフィスについては、法人登記が必須となり、個人事業主の方は入居できません。その他の要件については、入居者募集要領をご参照ください。

Q 8 業種の制限はありますか？

A 8 下記の業種は入居できません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制されるもの

イ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るもの

ウ 小売業、飲食店等の店舗としての利用（店舗として利用できる施設ではないため）

Q 9 入居者の義務はありますか？

A 9 インキュベーションオフィス・シェアオフィス両入居者の義務として、

・宇都宮ベンチャーズ運営委員等の参加する定例事業への参加があります。

インキュベーションオフィスの方については、これに加え、

・事業報告書の提出

・半年に1回以上の経営カウンセリングの受験

また、退去されてからも3年間は、事業報告書の提出を求めます。

Q 10 入居資格を得られれば、部屋だけを借りて使わないということも可能ですか？

A 10 法人登記用の住所取得のみを目的とした入居はご遠慮ください。入居者の方への連絡、市からの通知などは、起業家支援施設の居室あてに行いますので、本市からの連絡事項にお応え頂けない場合、立ち入り検査を行います。長期にわたり使用している形跡が見られない場合には、使用許可期間中に関わらず、使用許可を取消する場合があります。

宇都宮市起業家支援施設入居Q A

Q 1 1 一度入居できれば、最大入居期間まで自動的に更新ができるのですか？

A 1 1 1年ごとの更新では、必ず更新審査を受けて頂きます。

このほか、A 9の入居者の義務を順守いただけない場合や、他の入居者に迷惑をかけるような行為が見られた場合には、入居許可期間中であっても、使用許可を取消する場合があります。

Q 1 2 入居使用許可申請書を提出すればすぐに入居できるのですか？

A 1 2 シェアオフィスは書類審査、インキュベーションオフィスは書類審査と面接審査があり、使用許可まで概ね1～2カ月ほど要します。

募集期間中に複数申請があった場合には、事業計画の内容や、支援の必要性等を判断したうえで選定をいたしますので、必ず希望通りに入居できるとは限りませんのでご了承ください。

Q 1 3 入居した場合、営業用の住所として「宇都宮市起業家支援施設」の住所を名刺等に記載しても差し支えないですか？

A 1 3 入居期間中は、「宇都宮市起業家支援施設」の住所を名刺等に記載して営業活動をしていただいても差し支えありません。ただし、退去後は必ず連絡先を変更してください。

Q 1 4 法人登記の住所を、「宇都宮市起業家支援施設」の住所にしても差し支えないですか？

A 1 4 登記上の住所は、長期に亘って使用すると想定される一方で、本施設の入居期間は2～3年に限られることから、法人登記上の住所として利用することは推奨いたしません。登記上に利用していただいても差し支えありませんが、退去後は必ず登記を変更してください。

Q 1 5 起業家支援施設に入居できなくても受けられる支援はありますか？

A 1 5 毎週金曜日に実施している中小企業診断士等による無料起業・創業相談窓口（予約制）は、入居者でなくてもご利用いただけます。また、宇都宮ベンチャーズの定例事業である「交流サロン」も、どなたでもご参加いただけます。他にも起業家向けの支援制度をご用意しておりますので、詳しくはお問い合わせください。